

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、高松港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

令和2年10月30日

高松港港湾管理者 香川県

代表者 香川県知事 浜 田 恵 造

1 港湾計画の変更の概要

平成30年5月18日香川県公告（高松港港湾計画の変更の概要）によりその概要を公示した高松港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 港湾環境整備施設計画（変更）

地 区 名	面 積（ヘクタール）	用 途
朝 日	6	緑地

(2) 土地利用計画（変更）

地 区 名	面 積（ヘクタール）	用 途
玉 藻	2	港湾関連用地
	5	交流厚生用地
朝 日	60	港湾関連用地
	6	緑地

(3) 大規模地震対策施設計画（変更）

地 区 名	港 湾 施 設（諸 元）
朝 日	緑地（面積2ヘクタール）
	臨港道路F地区22号線（朝日地区緑地～臨港道路F地区7号線、車線数4）

2 港湾計画の縦覧の場所

高松市番町4丁目1番10号 香川県土木部港湾課